

新型コロナウイルス感染症に係る各種支援制度一覧 令和4年 1月27日現在

●該当、▲状況によって該当

支援制度名	対象者	内容	対象区分		支援者				受付窓口・問い合わせ先	支援区分
			個人・世帯	事業主 (個人・法人)	国	県	市	その他		
住居確保給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	【対象者】 離職・廃業から2年以内または休職等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方 【支給期間】 原則3ヶ月(一定の要件有 最長9ヶ月まで) 【支給額】 支給上限額 単身世帯:36,000円 2人世帯:43,000円 3~5人世帯:47,000円等 【支給要件】 ①収入要件:世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと [単身世帯:11.7万円、2人世帯:16.6万円、3人世帯20.4万円 等] ②資産要件:世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額) [単身世帯:48.6万円、2人世帯:73.8万円、3人世帯94.2万円、4人世帯以上100万円] ③求職活動等要件 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと	●		●		●		まいさぼ長野市 ☎ 219-6880	給付
傷病手当金(後期高齢者医療制度)	被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方	労務に服することができない期間無給や減給となる場合に、規定に基づく手当金を給付します。 【適用期間】 令和3年12月31日まで	●					●	高齢者活躍支援課 ☎ 224-8767	給付
傷病手当金	被用者(給与等の支払いを受けている方)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方	労務に服することができない期間無給や減給となる場合に、規定に基づく手当金を給付します。 【適用期間】 令和3年12月31日まで	●					●	国民健康保険課 (給付担当) ☎ 224-7225	給付
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	・新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の営業で休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった労働者	原則、休業前の1日当たり平均賃金の80%を支給 ・令和3年12月まで 日額最大9,900円 ・令和4年1月~3月 日額最大8,265円	●		●				新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276	補助・助成
小学校休業等対応助成金	・小学校等の休業に伴い、仕事を休み、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていないなど、事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合の労働者	休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ・令和3年12月までの休暇 助成額:上限13,500円/人・日 申請期限:令和4年2月28日 ・令和4年1・2月の休暇 助成額:上限11,000円/人・日 申請期限:令和4年5月31日 ・令和4年3月の休暇 助成額:9,000円/人・日 申請期限:令和4年5月31日	●		●				長野労働局 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 ☎223-0551 受付時間:8:30~17:15(土日祝日除く)	補助・助成
小学校休業等対応支援金	・小学校等の休業に伴い、子供の世話が必要となった委託を受けて仕事をする個人	・令和3年12月までの間の仕事ができなかった日 支給額:6,750円/日 申請期限:令和4年2月28日 ・令和4年1・2月の間の仕事ができなかった日 支給額:5,500円/日 申請期限:令和4年5月31日 ・令和4年3月の間の仕事ができなかった日 支給額:4,500円/日 申請期限:令和4年5月31日	●		●				学校等休業支援金コールセンター ☎ 0120-60-3999 長野労働局 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 ☎223-0551	補助・助成
就学援助制度	国公立の小・中学校に在学している児童又は生徒がいる世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少し、認定基準を満たす世帯	【受けられる援助費】 学用品費・通学用品費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費等 ※学校・学年によって、支給費目、支給額が異なる。	●					●	教育委員会総務課 ☎ 224-8597 在学する学校事務室	給付